

まちづくり防犯グループの



結成について



『まちづくり防犯グループ』とは？

単位自治会の区域、または複数の単位自治会の区域（最大小学校区程度）を活動区域とする自主防犯組織をいいます。

この活動区域内にある自治会（町内会）が中心となって、PTAや婦人会など防犯活動を行っている他の団体にも呼びかけ、グループを結成することを期待しています。

※1 地域の実情により、単一の団体（例えば、単位自治会）のみがグループを構成することとなっても差し支えありません。

※2 「一つの活動区域に一つのグループ」としているのので、同一地域で複数の団体が活動している場合は、これらの団体を構成員とする一つのグループを結成して下さい。

防犯活動とは？

例えば、以下のような活動が挙げられます。

○防犯パトロールの実施

地域の巡回活動

○見守り活動の実施

児童の登下校時間帯の見守り活動など

○懇談会、防犯研修会等の開催

役員会等を利用した懇談会、研修会など（行政機関等の招致も有効）

○広報・情報共有の実施

防犯に関する定期的な自治会ニュース等の作成・配布

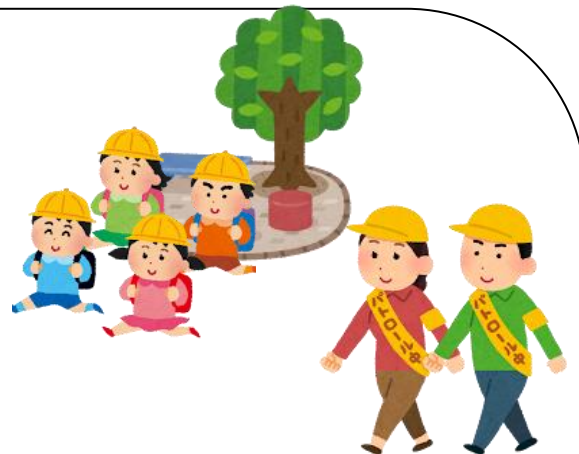
防犯に関する情報を回覧板により回覧・掲示板への掲示など

○環境整備活動

危険箇所の点検と地域安全マップの作製

落書き消し、公園等の草刈りなど

※ 以上の活動は、あくまで例示なので、地域の事情に即した活動を実施して下さい。



登録要件・方法



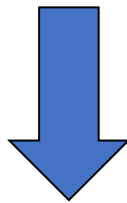
登録要件

- 構成員の総意に基づき防犯活動を行うこと
- 小学校区を超えない区域の範囲で、単位自治会の区域の全部または複数の単位自治会の区域の全部を活動区域として定めていること
- 活動区域内において、既に登録されたまちづくり防犯グループが存しないこと
- 活動地域内において、防犯活動を行う他の団体との協働が可能であること
- 将来にわたって継続して活動を行うこと
- 規約を有していること

※ 団体が一つの自治会等で構成される場合で、当該自治会等の規約に防犯活動の実施、又は防犯組織の設置等の規定が含まれているときは、自治会等の規約をグループの規約としても差し支えありません。

登録方法

- 申請書類（『まちづくり防犯グループ（登録・変更）申請書』、『グループ規約の写し』）を特殊詐欺等対策課又はお住いの市町の防犯担当課に提出して下さい。
- ※登録いただいた情報は、警察署・市町・防犯協会にも提供しますので、ご理解のほどお願いします。



ご不明な点は、県民生活部特殊詐欺等対策課まで

連絡先 078-362-3205

Email: tokushusagi@pref.hyogo.lg.jp



兵庫県